

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第1回朝霞市子ども・子育て会議
開催日時	令和7年7月1日（火）午後2時から午後3時40分まで
開催場所	朝霞市民会館（ゆめばれす） 2階 201会議室
出席者の職・氏名	【委員 18人】 嶋崎会長、鈴木副会長、富岡委員、村山委員、大谷委員、佐藤委員、川合委員、岡部委員、亀谷委員、西委員、片山委員、吉村委員、安孫子委員、渡邊委員、図師委員、平田委員、原委員、串田委員 【事務局 14人】 堤田こども・健康部長 玄順こども・健康部次長兼保育課長 保育課：金子補佐、橘係長、鍋島係長、山守係長、臼倉主査 こども家庭センター：渡邊室長、曾我係長 こども未来課：高橋課長、川合補佐、荒谷係長、渡辺主任、榎本主任
欠席者の職・氏名	【委員 7人】 山谷委員、小林委員、戎井委員、宮野委員、藤巻委員、政委員、宮永委員
議題	・朝霞市子ども・子育て会議委員委嘱 ・議題（1）会長及び副会長の選出について ・議題（2）子ども・子育て会議の運営について ・議題（3）子ども・子育て支援事業計画について ・議題（4）部会員の選出について ・議題（5）その他

会議資料	・ 本日の会議次第 ・ 資料 1 朝霞市子ども・子育て会議 委員名簿 ・ 資料 2 朝霞市子ども・子育て会議条例 ・ 資料 3 朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程 ・ 資料 4 朝霞市子ども・子育て会議傍聴要領 ・ 資料 5 子ども・子育て会議の概要 ・ 資料 5－1 計画の推進・進捗管理 ・ 資料 5－2 朝霞市子ども・子育て支援事業計画 評価フローチャート ・ 資料 5－3 朝霞市子ども・子育て会議 部会名簿（案） ・ 別添 1 こども誰でも通園制度について ・ 別添 2 土曜日の共同保育について ・ 別添 3 保育施設等における災害時の臨時休園等ガイドラインについて ・ 別添 4 待機児童の報告（保育園） ・ 別添 5 待機児童の報告（放課後児童クラブ） ・ 別添 6 子育て支援センターでの一時保育について ・ こども家庭センター パンフレット ・ あさか子育てガイドブック 2025	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長及び副会長による確認	
傍聴者の数	1 人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【川合補佐】

定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第1回朝霞市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、朝霞市子ども・子育て会議に御出席いただき、ありがとうございます。

進行を務めさせていただきます、こども未来課長補佐の川合と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、朝霞市子ども・子育て会議 委嘱書の交付を行います。

委嘱書の交付にあたりましては、お時間の都合もございますので、委員を代表いたしまして、図師様にお受け取りいただきたいと存じます。

【松下市長】

委嘱書、図師 寛子 様、朝霞市子ども・子育て会議委員を委嘱いたします。任期は令和7年7月1日から令和9年3月31日までといたします。

令和7年7月1日、朝霞市長 松下 昌代 よろしく願いいたします。

【川合補佐】

ありがとうございました。

他の委員の皆様の委嘱書につきましては、机の上に置かさせていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、松下 昌代 朝霞市長より御挨拶申し上げます。

【松下市長】

皆様こんにちは。ただいま御紹介をいただきました朝霞市長 松下 昌代でございます。

本日は、皆様、公私ともに御多用のところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和7年度第1回朝霞市子ども・子育て会議の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、平素より、本市の子ども・子育て行政の推進に多大なる御尽力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

そして、新たに委員をお引き受けになられた皆様方におかれましては、任期2年でございます。何卒よろしくお願いを申し上げます。

さて、この会議でございますけれども、子ども・子育て支援法に基づきまして、本市の子ども・子育て政策の計画的、そして総合的な推進に向けて設置をされているものでございます。

令和5年4月1日に、「こども基本法」が施行されたことを受けまして、「こどもまんなか社会」の実現に向けまして、市民の皆様とともに、本市の子ども・子育ての施策をしっかりと、共に協議、そして検討・評価をしていただくものでございます。

本市におきましては、令和6年度に朝霞市こども計画を策定をいたしております。

本市のこども・若者が幸せを感じ、そして将来に向けて夢や希望が持てるまちを、保護者の皆様に向けましては、安心して子育てができるまちを、学校や地域全体で応

援をしていける、そういったまちを実現ができるように、皆様方におかれましては、それぞれのお立場、それぞれの視点で忌憚なく御意見を賜れればと存じます。

ぜひ、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

結びにあたりまして、ここにおられます皆様の御健勝と御多幸を心より御祈念を申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【川合補佐】

松下市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。
続きまして、今回は、新たに委員任期が始まる初回の会議ですので、委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。

事務局にてマイクをお回ししますので、選出団体等とお名前をいただければと存じます。

【各委員】

各委員自己紹介

【川合補佐】

なお、本日、公益財団法人21世紀職業財団 山谷様、朝霞市小中学校校長会 小林様、公営保育園保護者 戎井様、民営保育園保護者 宮野様、朝霞市保護者代表連絡会 藤巻様、公募市民 政様、朝霞市民生委員児童委員協議会 宮永様、以上、7名の方が所用により欠席となっております。

それでは、続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

こども・健康部長 堤田です。

こども・健康部次長兼保育課長 玄順です。

保育課長補佐 金子です。

保育課保育総務係長 橘です。

保育課保育支援係長 鍋島です。

保育課保育係長 山守です。

保育課保育係主査 白倉です。

健康づくり課主幹兼こども家庭センター室長 渡邊です。

こども家庭センター母子保健係長 曾我です。

こども未来課長 高橋です。

こども未来係長 荒谷です。

こども未来係 渡辺です。

こども未来係 榎本です。

最後に、私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども未来課長補佐の川合でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の進め方について説明いたします。

はじめに、会議の公開につきましては、「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」により、本審議会は原則公開となっております。

また、傍聴人につきましては、傍聴要領を定め、記載された事項をお守りいただいた上で傍聴をしていただくことになります。なお、守るべき事項に反する行為をされた場合には、退場していただくことがございます。

次に、会議録の作成におきましては、発言者名を明記させていただきますので、恐れ入りますが、発言の際には、お名前をおっしゃってから、御発言をお願いします。会議の進め方については以上でございます。

それでは、会議の公開についてお諮りしたいと思います。

本日の審議会の開催につきましては、「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」により、本審議会は原則公開となっております。

皆様、この会議は公開としてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【川合補佐】

特に御意見がなければ、本日の会議は公開いたします。

事務局に確認いたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますか。

【榎本主任】

本日、1名おります。

【川合補佐】

本会議の傍聴人の定員は、あらかじめ、5人としております。

現在、1名の傍聴希望者がいらっしゃいましたので、希望者の入室を許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【川合補佐】

それでは、傍聴希望者の入室を許可します。

続きまして、本日の委員の出欠席について御報告させていただきます。

本会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき設置されたもので、朝霞市子ども・子育て会議条例により、その組織や運営等について定めております。

条例第7条第2項の規定によりまして、会議については、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされております。

本日の出席委員は18名ですので、会議の成立要件である、委員の定数25名の過半数の13名を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、先ほど申し上げさせていただいた委員の方々からは事前に欠席の報告をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

- ・ 本日の会議次第
- ・ 資料1 朝霞市子ども・子育て会議 委員名簿
- ・ 資料2 朝霞市子ども・子育て会議条例
- ・ 資料3 朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程

- ・資料4 朝霞市子ども・子育て会議傍聴要領
- ・資料5 子ども・子育て会議の概要
- ・資料5－1 計画の推進・進捗管理
- ・資料5－2 朝霞市子ども・子育て支援事業計画 評価フローチャート
- ・資料5－3 朝霞市子ども・子育て会議 部会名簿（案）
- ・別添1 こども誰でも通園制度について
- ・別添2 土曜日の共同保育について
- ・別添3 保育施設等における災害時の臨時休園等ガイドラインについて
- ・別添4 待機児童の報告（保育園）
- ・別添5 待機児童の報告（放課後児童クラブ）
- ・別添6 子育て支援センターでの一時保育について
- ・こども家庭センター パンフレット
- ・あさか子育てガイドブック2025

なお、今年度から新たに委員に就任された方におかれましては、

- ・第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画
- ・朝霞市こども計画

を配付しております。資料に不足がある方は挙手願います。

【佐藤委員】

1点、名簿の記載について確認をお願いしたいのですが、「幼稚園保護者」と「民営保育園保護者」部分について、「民営保育園保護者 宮野綾子さん」となっていますが、宮野綾子さんは民営保育園保護者ではないので、「幼稚園保護者 富岡すずかさん」と逆ではないかと思います。間違いであれば、資料1 朝霞市子ども・子育て会議 委員名簿と併せて、資料5－3 部会名簿（案）の修正をお願いしたいと思います。

【高橋課長】

申し訳ありません。会議終了後にお聞きして、正しい内容に修正し、次回もう1度、皆様にお配りさせていただきます。申し訳ございませんでした。

【川合補佐】

本日の会議は、新たに委員を委嘱させていただきました、最初の会議ですので、会長及び副会長が決まっております。

朝霞市子ども・子育て会議条例第5条第1項に「こども・子育て会議に、会長及び副会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。」とございますので、ただいまから、当会議の会長、副会長の選出を行いたいと思います。

なお、会長、副会長が決まるまでの間、こども・健康部長の堤田が議事を進行させていただきますと存じます。それでは堤田部長よりお願いいたします。

【堤田部長】

それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、議題（1）会長及び副会長の選出について

朝霞市子ども・子育て会議条例第5条第1項に委員の互選によって定めるとの規定がございます。

会長、副会長につきまして、自薦、他薦を問いませんので、どなたか御意見がある方はいらっしゃいますか。

【渡邊委員】

育成市民団体の代表の渡邊ですけれども、嶋崎委員に会長をお願いできればと思います。

今までの経緯とこれからについて繋がっている話だと思いますので、ぜひお願いできればと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

【堤田部長】

ただいま、渡邊委員から東洋大学の嶋崎委員を会長にとの御意見がございましたけれども、皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【堤田部長】

嶋崎委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【嶋崎委員】

よろしくお願いいたします。

【堤田部長】

それでは、皆様に御賛同をいただきましたので、東洋大学の嶋崎博嗣様に会長をお引き受けいただきたいと存じます。これからの議事進行につきましては、嶋崎会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、私は仮議長の任を降ろさせていただきます。

【川合補佐】

ありがとうございました。

それでは、嶋崎会長、正面のお席へ移動をお願いいたします。

それでは、ここで、会長になりました嶋崎様より、御挨拶をお願いいたします。

【嶋崎会長】

皆さん、改めまして、こんにちは。嶋崎博嗣と言います。

昨年1年間、最初のアンケートに始まり、どんなニーズがあるかということ进行调查した上でこども計画の策定をさせていただきました。

第2期の令和2年から6年までは、「子ども・子育て支援事業計画」ということで、保育の需要の把握であるとか、保育・幼児教育の計画的な整備というところが主になっていました。

今期の第3期のこども計画では、さらに若者というところも包含して、包括的にこどもの生活を見ていこうという、より大きな枠組みになっており、朝霞市の障害者プラン等と連携しながら、推進していくという役割を担うことになります。

その中で、我々このメンバーは、2年一緒にいろいろな形で、子ども・子育てに関する事業を評価していくということが大きなミッションになります。

今、自己紹介をしていただきましたが、本当にいろいろな立場の方がいらっしゃいます。皆様が、現状の取組に対して、課題や評価できる点、さらに推進していこうという点等、それぞれの専門的な立場、もしくは専門的立場ではなく、いろいろな感覚を持たれたことを率直に出し合いながら、本市の取組がこどもたちにとって、若者にとって、より良いものにしていきたいと考えておりますので、この2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

【川合補佐】

ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行は、朝霞市子ども・子育て会議条例第7条の規定のとおり、会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【嶋崎会長】

次に副会長につきまして、昨年の計画策定から伴走していただいております、十文字学園女子大学の鈴木先生にぜひ副会長をやっていただきたいと思っておりますけれども、皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【嶋崎会長】

よろしいでしょうか。

それでは、鈴木先生にお引き受けいただきたいと思います。前の方に移動をお願いしますでしょうか。

それでは、副会長を引き受けていただきました、鈴木先生から一言御挨拶をいただければと思います。

【鈴木副会長】

先ほども挨拶をさせていただきました、鈴木晴子と申します。

こどもの福祉の専門で、日頃、学生にも指導をしておりますけれども、現場の先生方、保育所、幼稚園、認定こども園と福祉施設関係の職員の方の育成にも10年以上携わらせていただいております。あとは、いわゆる、こども家庭センターの業務にあたる、子育て支援事業の相談員といった現場での仕事を今もしております。

私は朝霞市に住んでいるわけではありませんので、皆さんの生の声が、この計画や事業の中に生きるように、そういった場の中で支えていく側と、福祉行政が本当に大きく今変わっておりますので、そういったところがこどもファーストになるように尽力できればと思っております。

よろしくお願いいたします。

【嶋崎会長】

ありがとうございました。

それでは、早速、議題に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【渡辺主任】

それでは、まず「子ども・子育て会議の運営」につきまして、御説明いたします。

なお、議題（3）「子ども・子育て支援事業計画について」及び議題（4）「部会員

の選出について」も、会議運営に関連してまいりますので、併せて御説明させていただきます。

議題（２）子ども・子育て会議の運営について

資料５ １ ページを御覧ください。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき、市の子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、本市では平成２７年度に設置されました。この会議の事務については、子ども・子育て支援法第７２条第１項に定められており、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な計画である「第２期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」、「朝霞市こども計画」の推進に関し、必要な事項や施策の実施状況を調査・審議いただくとともに、保育園や放課後児童クラブなどの施設整備や運営に関する基準、利用者負担などの検討をお願いしており、委員の任期は２年間となっております。

なお、本市では、市の子ども・子育て施策を推進するため、こども・健康部をはじめ、市の全庁各課で行っている子育て事業等を体系的に取りまとめた計画を策定しております。

今年度、委員の皆様にお願する調査・審議につきましては、「第２期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられております、前年度（令和６年度）に行った子育て事業等について、評価をお願いする形となります。

資料５－１を御覧ください。

本計画については、朝霞市子ども・子育て会議条例第３条の所掌事務において、子ども・子育てに関する施策の実施状況を調査審議することとの規定があります。計画の推進・実現には、図にあるようにＰＤＣＡサイクルに基づき、実施状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていく必要があるため、このＣｈｅｃｋ（評価）を子ども・子育て会議委員の皆様に行っていただくこととなります。

次に、資料５－２ 朝霞市子ども・子育て支援事業計画 評価フローチャートを御覧ください。こちらの太枠になっている項目が委員の皆様の実施していただきたい内容となっており、それぞれ、右側に日付や時期を記載してございます。今年度は、このような流れで実施してまいりたいと考えておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

なお、評価の仕方など、詳細につきましては、次回の会議の際に御説明させていただきます。

ここで、資料５にお戻りいただき、２ページ目を御覧ください。

令和７年度の子ども・子育て会議の予定について御説明いたします。

子ども・子育て会議は、年３回、会議の開催を基本としておりますが、今年度は、委員委嘱の年にあたるため４回の開催を予定しております。なお、必要に応じて会長が招集する場合もございますので、御承知おきください。

本日、第１回を開催させていただいておりますが、８月２２日開催予定の第２回子ども・子育て会議の「第２期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について」は、この計画に位置付けている市の事業について、年度ごとに委員の皆様へ御評価・御審議いただき報告書の取りまとめを行っています。つきましては、令和６年度に市が実施した取組について、評価をしていただくこととなります。繰り返しの御案内となりますが、評価の仕方などについては、第２回の子ども・子育て会議で御説明させていただきます。

1 1月中旬に開催予定の第3回では、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価について御意見をいただければと思います。

来年1月下旬に開催予定の第4回では、第2期子ども・子育て支援事業計画令和6年度実施事業進捗状況報告書案の確認をお願いいたします。

続きまして、部会の運営についても御説明させていただきます。3ページ目を御覧ください。

本市の子ども・子育て会議においては、委員の皆様がより活発な意見交換ができるよう、「朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程」に基づき、3つの部会を設けております。必要に応じて各部会で御審議いただいた事項を、全体会議において御意見をいただく形で運営してまいりたいと考えております。なお、先ほど、子ども・子育て会議には3つの部会がございますと御説明させていただきました。1つ目が保育園等運営検討部会、2つ目が保育園等利用者負担検討部会、3つ目が子ども・子育て支援事業部会でございます。

1つ目の保育園等運営検討部会の内容としましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに放課後児童クラブ、総称して保育園等と今後は言いますが、施設整備や運営に関すること、認可外保育施設に関することなどについて御審議いただきます。

2つ目の保育園等利用者負担検討部会でございますが、こちらは保育園等の保育料等、利用者負担の検討に関することについて御審議いただきます。

最後の3つ目、子ども・子育て支援事業部会の内容としましては、こちらの計画を策定していくことについて御審議いただく部会でございます。

昨年度までは、朝霞市こども計画の策定に向け、3つ目の子ども・子育て支援事業計画部会を中心に会議を行ってまいりましたが、計画策定が終了したことに伴い、今年度は1つ目の保育園等運営検討部会を中心に会議を開催することが想定されます。

なお、部会に属する委員につきましては、「朝霞市子ども・子育て会議条例」第8条第2項の規定により、会長が指名することとなっております。

資料5-3「朝霞市子ども・子育て会議委員 部会名簿（案）」を作成させていただきましたが、他の部会を御希望の場合は事務局へお申し出いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

【嶋崎会長】

ありがとうございました。

資料5と資料5-1、資料5-2、資料5-3を用いて説明いただきましたけれども、御意見、御質問ございませんでしょうか。

【村山委員】

この部会は、どれか1つでないといけないという決まりがあるのでしょうか。

【高橋課長】

規定では、1つの部会11名以内とするとなっており、基本的には1人1つと考えておりますけれども、もし御希望があるようでしたら、この会議終了後に御希望をお聞きできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【嶋崎会長】

資料５では、今年度の子ども・子育て会議の運営というところで、中心的に行っていく内容、日程の確認、それから部会の構成と内容について示されています。さらに、資料５－１では、計画の進捗管理をどのように行っていくか、具体的な進め方については資料５－２に示されています。詳細については、次回の会議で説明があると事務局からの説明がありました。

部会の構成委員については、資料５－３として事務局から（案）が出ております。基本的には１人１つの部会ですけれども、先ほど、希望があれば事務局に言っていたくという形で話がありました。

いかがでしょうか。他に質問ございますか。
よろしいでしょうか。

それでは、部会について名簿（案）のとおり進めさせていただくということで、希望があれば、事務局に伝えていただくという形でよろしく願いいたします。
ありがとうございます。

それでは、今回の任期である２年間にしましては、別紙の部会の名簿のとおり、部会委員を決定させていただきます。

なお、事務局からも説明がありましたが、どうしても他の部会を希望されるという場合については、会議終了後、事務局の方にお伝えください。

今後、部会が開催される場合には、積極的に御出席いただき、懸案事項等の御審議をいただきたくお願いいたします。

それでは、議題（２）、議題（３）及び議題（４）を終結して、次の議題に進めさせていただきます。

【嶋崎会長】

次に議題（５）その他ですが、事務局から説明の方お願いいたします。

【臼倉主査】

ありがとうございます。

続きまして、資料は保育課議題というクリップで止めている資料があるかと思えますので、そちらを御用意いただければと思います。

私、保育課の臼倉と申します。保育課議題の中の別添１の御説明をさせていただきます。

別添１を御覧ください。

朝霞市乳児等通園支援事業、報道などでこども誰でも通園制度と呼ばれる事業につきまして、令和８年度から本市で開始するため、条例など準備を進めております。

こども誰でも通園制度が新たな子ども・子育て支援施策になることから、本日は、制度や条例の概要について御説明いたします。

最初に申し上げますと、これから説明します、条例などの内容につきましては、今後、朝霞市議会に提出予定であり、詳細が決定したものではないことを御承知おきいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、１ 経緯でございます。

児童福祉法の改正により、生後６か月から満３歳未満で保育所等に通っていない

こどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度を令和8年度から全国の自治体で実施することになります。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について国が定める基準を基に市の条例で定める必要があることから、条例を新たに制定するものになります。

続いて、2 乳児等通園支援事業、制度の概要です。

(1) 利用対象者は、①0歳6か月から満3歳未満のこどもであること、②認可保育所や幼稚園などの保育施設に通っていないこと、①②に該当するこどもとその保護者になります。

(2) 利用時間の上限は、こども1人当たり月10時間です。

(3) 利用料は、1時間当たり300円程度と国が示しており、具体的には各事業者において設定することになります。

続いて、A3の条例の概要でございます。

この条例は、国が定める基準を基に、保育室等の面積の基準や、職員の数の基準のほか、実施形態の定義や食事、衛生管理など、設備や運営に関する基準を定めております。

本日は、主なものを御説明いたします。

(1) 乳児等通園支援事業者の一般原則です。法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないとするものと規定してございます。

(2) 設備の基準です。事業を行う事業所は、年齢に応じて乳児室や便所などを設けるとともに、各部屋の面積基準等を定めるものと規定しております。

(3) 職員の配置基準です。事業に従事する職員の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に1人以上とし、その半数以上は保育士とすると規定しています。

(2)(3)は、こども誰でも通園制度の専用の定員を設けて行う「一般型」というものの基準になります。既存の保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う「余裕活用型」というものもございますが、こちらについては既存の保育所等における設備及び運営の基準に従うことになります。

最後に、4 スケジュールを御説明いたします。

今年度、5月に市内保育施設に対して意向調査を行っており、8月には市内の保育園と幼稚園向けに説明する機会を設ける予定でございます。

9月には、朝霞市議会定例会に、先ほど御説明しました条例を提出する予定でございます。

10月、事業者の募集を行い、事前の協議を経て、11月、事業者から市に認可申請を出していただき、12月頃のこども・子育て会議で事業者の募集状況や認可について御説明しまして、皆様の御意見をいただきたいと思いますと考えております。

その後、1月以降、令和8年度の制度開始に向けて、準備をしまいたいと考えております。

こちらの説明は以上でございます。

【嶋崎会長】

続けて説明いただく形でよろしいですか。

【橘係長】

はい。

それでは、続けて、別添2「土曜日の共同保育について」御説明させていただきます。

資料は、そのまま引き続きまして、別添2-1を御参照ください。

こちらは5月29日の本市定例記者会見にお出しした資料となります。記載のとおり、8月9日から10月18日まで、公立のさくら保育園におきまして、土曜日に近隣の浜崎保育園の児童も含めた共同保育を実施いたします。本事業は保育士の働き方改革の一環として、勤務環境を改善するために実施するもので、保育士が働きやすい環境を整備することが、保育の質の向上に繋がり、結果的に児童や保護者の利益にも繋がると考えております。

土曜日は利用児童が少なく、本年4月の実績ではございますが、浜崎保育園の土曜日の利用児童は4名、さくら保育園は9名ほどとなります。それでも、この児童を保育するために、2つの保育園では調理員を含め各園6名、合計12名ほどの職員が勤務している状況でございます。これをさくら保育園1園で共同保育を実施することができれば、半数の6名ほどの職員で対応することができますので、結果的に土曜日に勤務する職員が減り、負担軽減に繋げるものと考えております。

なお、本市の公立保育園では初めての試みとなりますので、まずは実証実験を行い、その後、各保育園の職員や保護者の皆様の御意見を伺いながら、その結果を検証いたしまして、来年度以降の本格実施について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【山守係長】

次に、別添3「保育施設等における災害時の臨時休園等ガイドラインについて」御説明します。

これまで、水害や地震発生時に各民間保育園は独自の判断基準で休園を決定していました。しかし、各保育園で基準がバラバラであったり、そもそも臨時休園の基準が存在しない、といった状況であるため、非常時における対応の目安とするため、今回このガイドラインを作成し、周知する予定です。

主な内容としましては、風水害の警戒レベルは地震の震度によりどのような対応を行うかを記載しているほか、消防や警察、医療関係者等のお子さんは可能な限り預かるようにすることや、休園した際の再開基準などについて記載しております。

次に、保育所の待機児童について報告いたします。

令和7年4月の待機児童は9人であり、昨年度の17人から8人減少となっております。

要因としては、市内の0から5歳児の人口が減少しており、申請者数も減少していることが考えられます。

別添4のA3の地図を御覧ください。

こちらは、地区別に保留者が集中しているのかを検証するために作成したものでして、ピンク色の丸で示しているのは現在確認できている建設予定の50戸以上のマンションの場所とその戸数です。

このような資料を基に、待機児童や保留児童に対応してまいります。

次に、公設公営保育園の0歳児クラスについて報告いたします。

0歳児につきましては4月入所において毎年空きが発生しておりまして、令和7年度は32名の空きがあり、6年度の27名、5年度の21名から年々多くなっております。定員変更など具体的な対応は決まっていますが、今後、全体の状況の見直しを行い、その在り方を考えていきます。

また方針などが固まりましたらこの場で御報告いたします。

【鍋島係長】

それでは、続いて別添5-1を御覧ください。

公設放課後児童クラブの入所保留児童の状況でございます。こちらが、令和7年4月入所の最終選考後の児童の学年ごとの内訳でございます。保留者数につきましては、公設10クラブの合計で240名ということで昨年250名から若干減少しましたが、依然として高い数字にあります。それから各学区、学年ごとに人数に差がありますが、学年別で見ますと第二小学校区の3年生、保留児童数41名となっております。その次が第六小学校区の3年生の28名という状況でございます。

今年度の入所保留者の解消に向けましては、引き続き、児童館ランドセル来館事業ですとか、冒頭でお話いただきましたけども今年度から第六小学校と第八小学校で放課後子ども教室が始まっております。児童の放課後の居場所づくりについて、市としても関係各課と連携を図っているところでございます。

また、入所申請時点での情報の提供につきましては、来年度の申請の申込みにあたり、申請者数の見込みなどについても公表することを予定しているところでございます。

続いて、資料の別添5-2を御覧ください。A4横の資料になります。

こちらにつきましては、各学区の推計といたしまして、現在、保育園を利用されている5歳児の人数について、学区ごとに抽出を行い、来年度の申請が見込まれる新1年生の児童数を推計したものでございます。

それが、こちらの表の(C)、表の中央あたりにございます縦の列の内容でございます。また、その横の(B)、こちらは、現在の各放課後児童クラブの1年生の在籍数でございます。こちらが来年度における2年生の児童数として見込んでいるものでございます。

この(B)の列と(C)の列によりまして、来年度の各クラブの1、2年生の申請者数を学区ごとに見込んだものが(D)の列になります。

その横の(D)／(A)でございますけども、こちらの申請が見込まれる1、2年生の児童数が定員数に対してどのくらいの割合となるのかをお示ししたものでございます。

また、学区ごとに通学区域のある民間の放課後児童クラブを1番右に掲載をさせていただきます。

民間放課後児童クラブによる低学年の児童受け入れの促進に向けまして、令和6年度から、低学年児童を優先的に受け入れるクラブに対して、1クラブあたり30万円の補助金を交付しておりまして、令和6年度の交付実績としましては、6クラブ180万円でございます。補助金の交付を通じて、保育の必要性の高い低学年の受け入れが民間クラブでも進むように、また保留児童の解消に繋げていきたいというところでございます。

今後につきましては、今お示ししているものは5年、5歳児のものでございますけれども、同様に4歳児も抽出を進めることで、待機児童が多く発生しそうな学区の分

析とか対策をさらに進めたいと考えているところでございます。

それから、続きまして、別添6「子育て支援センターにおける一時預かり事業について」御説明させていただきます。

こちらについては、子育て支援センターで一時預かり事業を市として新たに始めるというものでございます。事業の実施に至る経緯としましては、今、本市の一時保育としましては、認可保育園の合計4園で実施をしているところでございますが、障害などにより、保育にあたって配慮を必要するお子さんの保護者から、なじみのない保育園に預けるということに不安を感じる、というような御意見をいただいているところでございました。

こうした御意見を受けまして、令和6年度に子育て支援センターでの一時預かりの実証実験を行いまして、利用者ニーズの把握と、子育て支援センターでの一時預かり事業が実施可能ということを確認できたものですから、普段からこどもを連れて遊びに来ている子育て支援センターで一時預かりを実施することで、保護者の選択肢を広げて、より使いやすい事業となるように、今年度を実施するというものでございます。

事業の実施にあたりましては、一時保育室を確保できる子育て支援センター「なかよしぱあく」において、NPO法人なかよしねっとへの業務委託により実施する予定でございます。

事業の概要は、資料に書いているところですが、この内容が令和7年6月議会に補正予算として計上した際の内容を記載しているものでございます。

今議会におきましても、様々な御指摘をいただいたところですし、なかよしねっとからも御意見等がございますので、最終的な実施内容につきましては、今後なかよしねっとと調整の上、決定をしまいたいと考えております。

また、本事業にあたりましては、国の子ども・子育て支援交付金、それから埼玉県の一時的預かり事業補助金を活用しまして、それぞれ対象事業の3分の1が交付される予定でございます。

今後、事業の詳細を皆様にお示しをしまいたいと考えております。

以上でございます。

【渡邊室長】

続きまして、こども家庭センターから御説明をさせていただきたいと思います。

本日、委員の皆様にごども家庭センターのパンフレットを配らせていただいているんですけれども、本年4月1日より、健康づくり課とこども未来課の一部の業務が1つになりまして、母子保健業務と、児童福祉の一体的支援を目的といたしました「朝霞市こども家庭センター」を、新たに朝霞市保健センターの1階に開設をさせていただきました。

朝霞市こども家庭センターでは、昨年度まで朝霞市保健センター内の健康づくり課で行ってございました妊産婦の方へのケア、あるいは乳幼児が健やかに育んでいくための健診事業などといった母子保健業務と、市役所本庁舎のこども未来課で行ってございました、児童虐待や家庭児童相談などといった、こども相談業務が一体となりまして、朝霞のこどもたちにきめ細かく、切れ目のない支援を行っていくことを目的として設置されたセンターでございます。

今後におきましても、未来を担っていく朝霞市のこどもの皆さんが、健康で、明るく、すくすくと成長されていくことを願いまして、私ども精一杯、支援をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【嶋崎会長】

ありがとうございました。

それでは、皆さんから御質問、御意見いかがでしょうか。

【西委員】

西です。

別添4について、もう1度説明を聞いてもいいですか。

【山守係長】

はい。失礼しました。

別添4なんですけども、まず、この別添4の資料の前に保育待機児童の人数の報告をいたしました。令和7年4月の待機児童は9人でありまして、昨年度の17人から8人減少、要因としましては、市内の0から5歳児の人口が減少しており申請者数も減少していることが考えられます。

その後に、別添4の説明といたしまして、地区別に保留者が集中しているのかを検証するために作成したものでして、このピンク色の丸で示しているのは、現状確認できている建設予定の50戸以上のマンションの場所とその戸数になっております。

このような資料を基に、待機児童や保留児童につきまして今後対応していきます、という形で御報告いたしました。

【西委員】

待機児童と保留児童の違いを教えてください。

【玄順次長】

別添4の説明が少し簡単でしたので、もう少し補足させていただくとともに、まず、待機児童と保留児童の違いにつきまして御説明いたします。

「保留児童」とは、保育園の入園申込みをされた方のうち、入園できなかった方のことを指します。そこから、国が定めた要因に従いまして、別の施設に入れるとか、育児休業を取得されている方が育児休業を延長される、といった要因を除いた残りの方たちが「待機児童」という形になります。そのため、保留児童の方が全体的に多くなります。

朝霞市の場合は、待機児童が1、2歳児に9人いるというような形になっております。そのため、別添4では、0歳児に待機児童はおりませんが、0、1、2歳児の保留状況、つまり、申込みをされた方のうち、保育園に入れなかった方たちがどこの地区に多いのか、ということを図表で表したのになります。そのうち、茶色と赤色の表になっている箇所が地区ごとにありますが、赤色となっている宮戸ですとか、三原、溝沼、膝折、幸町などというところは、保留の率が5%を超えているような地区になりますので、赤字、赤色で示しています。それ以外のところは茶色で示しております。こう見ますと、朝霞市でどこの地区が多いかと言いますと、どちらかというと朝霞の南側が赤く、保留になっているという方が多いような状況でございます。

一方で、ピンク色の丸で囲まれた、例えば左上の455ですとか、その下の94、74、57、これは今後、朝霞市でできるだろう50戸以上のマンション等の開発申請が出ているものを地図に落としております。

こういったものと、今現在の保留の率を考えながら、どこの地区にこういった施設

を整備していけばいいかということを今後検討していきたいということで、今回この資料を皆様に出させていただきました。

0歳児の保育のあり方について検討する際には、今度は緑色の部分で北地域、東地域、南地域、西地域という箇所がございまして、保育施設として定員に空きがあることを示しているものになります。これを見ますと、北地域以外では、0歳児の方が定員に空きがあるような状態になっております。

保留児童、待機児童対策、こういった定員に空きがある部分についても含めて、0歳児の保育の在り方等、今後どのような形で行ってくべきか、というところを検討していきたいということで、分析、方向性が決まりましたらこちらの会議で報告したいと考えております。

以上でございます。

【西委員】

ありがとうございます。

先ほど、待機児童は17人から9人に減ったということだったと思いますが、保留児童は全体的にどうなっていますか。

【山守係長】

保留児童数は、昨年6年度が272名、今年度は151名ということでおよそ120名減少しております。

以上です。

【山守係長】

追加となりますが、年齢ごとの保留者につきまして、0歳児が26名、1歳児が78名、2歳児が32名、3歳児が11名、4歳児が3名、5歳児が1名の合計151名となっております。

以上です。

【嶋崎会長】

所属とお名前をお願いします。

【大谷委員】

朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会の代表と申します。

こども誰でも通園制度についてお伺いいたします。これを担うのは保育園が主たるものだと思いますが、去年の園長会とかでも何もこのことについて説明を受けていませんし、朝霞市がどういうお考えでこれに取り組むのか、とかいうことも何も園長会では聞いていません。

なので、今度の7月に説明します、来年から取り組んでくださいと急に言われましても、各保育園はいろいろ準備もありますし、職員への説明とかいろいろなことをちゃんとしないといけないと思いますが、本当に来年からすぐやるという感じですか。

【臼倉主査】

先日、保育園と幼稚園向けに制度の御説明をさせていただきながら、意向調査を実施させていただいたところではございますが、来年始まるということでびっくりされたということもおありなのかなと。そこにつきましては、準備が遅れがちになって

いたかなというところは申し訳なかったかなと大変思っております。

8月に合同園長会の方で御説明させていただきたいと思っておりますとともに、一緒に実施に向けて丁寧に説明させていただきたいと思っております。以上です。

【大谷委員】

引き続きいいですか。

意向調査について、私ちょっと覚えがなくてですね。いつやりましたかね。

朝霞市がどういうふうに取り組んで、どのような形でやるとか、具体的なことはまだ何も説明を受けてはいないと思うんですよ。なので、園長同士の中で「本当にどうなっているんでしょうね」という話は出ております。ということで8月ですか、説明をいただくのは。その時には丁寧な説明をお願いします。

ただ、取り組める園、取り組めない園等あると思うので、そういった部分をどういうふうに考えていらっしゃるのかとか、今じゃなくても8月でも構いませんが、いろいろ教えていただければというふうに思います。

【臼倉主査】

ありがとうございます。

意向調査の方だけ御説明させていただきたいと思えますけれども、5月に市内の全ての保育園、幼稚園には調査をさせていただいておりまして、全ての園の方から回答はいただいております。

意向調査の結果を御案内しますと、回答数70、全ての園でありましたが、実施したいといただきました園が8園、予定がないという園が28園、検討中という園が34園ございました。実施したいというところもありますし、予定はないというところもございますけれども、8月に制度の御説明をさせていただきまして、余裕活用型であるとか、一般型であるとか、実施方法もいろいろございますので、実施いただけるように、実施できるとお考えのところは実施できるように、市としても丁寧に御説明してまいりたいと考えております。

【西委員】

市議会の西です。

こども誰でも通園制度は、国が定める基準を基に条例で定めることが必要となっておりますが、今のお話だと、実施する、しないについては園次第ということで大丈夫ですか。

【臼倉主査】

はい、そのとおりになります。

【西委員】

ゴールとしては、条例さえ制定できればたとえ0園でも問題ないのでしょうか。

【臼倉主査】

市といたしましては、今回のこども誰でも通園制度、来年度から全国で始まる制度になりますので、利用したい方が利用できるように準備はしていきたいと考えております。ただ、市の待機児童といった課題や、どこまでできるかというところは、保育施設ですとか幼稚園等の状況もございますので、実施できる範囲で実施すると

いう形になるのかなと考えております。

【西委員】

ありがとうございます。

そうすると、要は、特に市の方で何園実施とか計画や目標があるというよりは、今後、先ほどの園長先生方との話し合いの中でどれだけできるかというのを詰めていく、ということで合っていますか。

【臼倉主査】

利用の枠をこども計画で定めておりまして、こども計画の96ページを御覧いただければと思います。

96ページの上に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について記載がございまして、①量の見込みが1日あたり62人、というような形で定めさせていただいてございます。こちらの数字を見込み計画としまして、今後、事業者の募集も行っていきたいと考えてございます。

【西委員】

先ほどの、5月に行われた市内保育施設への制度の意向調査の調査項目と、結果の数字をお伝えいただいたところですが、その結果、どういう御意見等が来ているのかとか、もしよかったら市議会と、こちらにも示せたら8月にでもいいかなと思いますので、知りたいなと思います。

以上です。

【村山委員】

放課後児童クラブ連絡協議会の村山と申します。

今、お話いただいたこども誰でも通園制度で、現状がどうかわからないところがあるので、含めてになりますが、お伺いします。

私自身もこどもが保育園に通っていたときは、お仕事以外で預けてはいけません、というルールだったと思います。今、こどもは学童に通っています。学童も同様に、この制度を使われる親御さんは、お休みを目的として使っていただけたらと思いますが、今、保育園に通われている親御さんたちも、そこを考慮していただかないとサービスとして何か不満が募るというか。今変わっているということでしたら問題はないですが、学童では「それは駄目です」と言われておりますので、現状、どうなっておりますでしょうか。

【臼倉主査】

まず、こども誰でも通園制度につきましては、先ほどの資料にございますけれども、現在、保育園、幼稚園に通っていない子が対象ということになります。これが国の制度ということになってございます。

【玄順次長】

こども誰でも通園制度につきましては、御家庭で育てているお子さんたちが、初めて親以外の方、大人に接するための一步を踏み出すために使う施設として、自分の親以外の人と交わることで成長していくことを促進するため、と国が定めております。

保育園の場合は、保護者の方々の就労のため、保育の必要性が出てくる方をお預か

りするということですので、制度として違うということをまず御理解いただければと思います。

ですので、今現在も保育園や学童については、保育の必要があるとき、つまりは就労時間についてお預かりをするというのが原則です。ただ、保育園の先生の状況ですとか、御家庭の事情でどうしても保育が必要になってくるというような条件は、園と調整をしていただいた上でお預かりをさせていただくというのが現在の保育園や学童の状況となっております。

以上でございます。

【村山委員】

ありがとうございます。

状況としては理解いたしました。多分、使う側からさせていただくと、こどもを親以外の大人とのふれあいのために行かせようと思う親が本当にいるかどうか、と思っております。

月10時間ということで、上限や週に何回、といったことが設けられるかもしれないですけども、背景としては、きっと家庭でこどもを見てる親御さんこそ、こどもと離れる時間が必要であり、そこがリフレッシュに繋がる場所は事実だと思います。そこは、正直、上手くバランスを見ていただきたいということと、現状、保育園、学童に通わせている親御さんに対して、リフレッシュしていただく時間として預けさせてもらえる時間が必要であるというところは、これとまた別軸できちんと話を進めていただきたいな、ということをお願いとして伝えさせていただければと思います。

ありがとうございます。

【渡邊委員】

育成市民会議の渡邊です。

今頂いた、こども家庭センターのパンフレットを見ますと、旦那さんが抱っこしていて、子育て家庭の真ん中にこどもがいるというイラストがありますが、夫婦間で何かトラブルがあったときお互いに助け合えるといった社会的な仕掛けがなくなっていると感じることが多いです。

この会議に出ていて話題になるのは、保育所に入れる、入れないの話ばかりで、それは、こどもにとって幸せかどうか、っていうとちょっと違うんじゃないかなって。それぞれが置かれる立場の考え方について、違う視点で考える必要があるのかなという気がします。

行政がサービスを充実させることは悪いことではないと思いますが、欧米等、他の国では仕事を定時に終えて、夫婦揃ってお子さんと遊んでいるような環境が作れる社会制度や仕掛けがどうして日本ではできないのかという感じがすごいです。今はダブルワークじゃないと難しい時代になってきており、こどもが病気等になったときに旦那が迎えに行けるような社会状態も必要でしょうし、そういったところの助け合い、シェアの仕方っていうのもやっぱりいろいろなところで提言していく必要があるのではないかなとすごく感じます。

総論の話で申し訳ないですけど、失礼しました。

【嶋崎会長】

他、いかがですか。

【大谷委員】

大谷です。よろしくお願いします。

こども家庭庁からいろいろな事業の提案が出ていると思いますが、朝霞市はどこを重点的に取り組んでいこうとお考えになっていらっしゃるのか、いっぱいある中で、何を本丸とするのかというのをお聞きしたいです。

【嶋崎会長】

事務局からお願いします。

【高橋課長】

こども未来課の方からお答えさせていただきます。

皆様にお配りいたしました、こども計画の中には、総じて、いろいろな形のこども政策を掲載しておりますが、39ページをお開きいただきたいと思います。

重点方針ということで、3点定めてございます。

基本方針1-1「こども・若者が心身ともに健やかに成長できるように」ということで、児童虐待といった部分が高止まりしている傾向がございます。特に、こどもを取り巻く環境として、近年、不登校ですとかヤングケアラーなど、顕在化している課題などが上がっていますことから、関係機関がこれまで以上に連携を図っていくといったことをこの5年間でしっかり取り組んでいこう、これが1点目でございます。

2点目といたしまして、「こども・若者が生きる力を育むことができるように」ということで、多様な価値観がある中で、こどもが自己肯定感を育みながら育っていくことができる、朝霞で育って良かったと言っていたような場面を作っていく、こどもの居場所をたくさん作っていく、これが2点目の方針でございます。

3点目といたしまして、昨今の働き方改革ですとか、様々な人生の「ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供する」ということで、先ほど、こども家庭センターの御説明もさせていただいたところですけれども、生まれてから途切れ途切れの支援になるのではなく、切れ目のない支援を展開していく、そういった支援体制、また、朝霞の特徴といたしまして、お子さんが生まれてから転入してくる世帯が多いということがわかりましたので、そういった世帯にしっかりと子育て情報を伝えていく、こういったことが大事じゃないかということで、昨年来の会議の中で、3点、重点方針ということで定めさせていただいております。

朝霞市が目指していく姿ということで、この3点になりますが、先ほど、こども家庭庁からいろいろ事業の提案があるとお話がありましたので、その時々によって方向転換とか、諮らなければいけない際には、ぜひとも、子ども・子育て会議の委員の皆様にご説明、御提案をさせていただきたいと思っている次第でございます。

以上でございます。

【嶋崎会長】

事務局から説明がございましたけれども、説明や資料に基づいていろいろ意見交換することは非常に意味があることだと思います。

先ほどの、こども誰でも通園制度について、事務局サイドと現場サイドで若干の齟齬があるといったことについては明確にする必要があるので、そのあたりの連携も課題の1つかなと思います。

こうしたコミュニケーション、意見交換を通して課題が挙がってくるということは、次に繋がると思いますので、そうした時間を取れたことは有意義であったかなと思っています。

それでは、以上で全て議題は終わりましたが、最後に全体を通して何か御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは御質問がないようなので、終了とさせていただきます。

以上で議題内容は全て終わりましたが、最後に、本会議の議事録等の手続につきましては会長と副会長に御一任いただきたいと思いますっておりますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【嶋崎会長】

これで議長の座を降ろさせていただきます。会議の進行、協力ありがとうございました。

【川合補佐】

嶋崎会長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、長時間の御審議ありがとうございました。

最後に、次回の会議について事務局より説明させていただきます。

【渡辺主任】

次回、第2回朝霞市子ども・子育て会議につきましては「来月、8月22日（金）午後2時から」会場は「朝霞市役所 別館5階 大会議室」にて開催いたします。

本日の資料と一緒に、次回の会議開催通知を配付しておりますので、後ほど御確認ください。第2回では、今後、皆様に評価していただく「第2期朝霞市子ども・子育て会議支援事業計画の進捗管理について」詳細を御説明させていただきます予定です。

なお、出欠席確認票を同封しております。こちらにつきましては、8月15日（金）までにメール、返信用封筒で郵送、またはFAXでお送りいただくか、こども未来課へ御連絡いただきますようお願いいたします。

【川合補佐】

以上で、第1回朝霞市子ども・子育て会議を終了いたします。